

令和6年11月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（事前）

令和6年11月28日（木）

〔委員会の概要〕

原委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料）

【報告事項】

○徳島県こども計画（素案）について（資料1－1、資料1－2）

○「徳島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案について（資料2）

臼杵こども未来部長

それでは、11月定例会に提出を予定しております、こども未来・安心対策の案件につきまして、こども未来・安心対策特別委員会説明資料により御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括につきまして御説明申し上げ、引き続きまして、各所管部から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

3ページを御覧ください。一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

教育委員会で、予算の補正をお願いいたしております。総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額は、3,300万円となっております。補正後の予算総額は、488億5,431万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

続きまして、この際、2点御報告させていただきます。資料1－1を御覧ください。徳島県こども計画（素案）についてでございます。

1、計画策定の趣旨でございますが、こども基本法に基づき、こどもが将来にわたって、健やかに幸せな状態ですごせる社会の実現を目指し、こども計画を策定するものでございます。

2、基本理念としては、すべてのこどもが笑顔になれるこどもまんなかとくしまの実現、こどもも、子育て当事者も幸せを実感できる社会へとさせていただいております。

3、計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間。

4、意見聴取の取組でございますが、計画策定に当たり、中学校でのワークショップやWebアンケートなど、子供や若者から意見聴取いたしました。その概要を掲載しておりま

す。

2ページを御覧ください。5、施策体系でございますが、基本目標として、1、こどもの権利を大切にします、をはじめ六つの目標を掲げ、その実現に向けて取り組む施策の方向と主な施策をそれぞれ位置付けております。

詳細につきましては、資料1－2を御参照くださいますようお願い申し上げます。今後は、速やかにパブリックコメントを実施するとともに、とくしまこども未来会議での審議や議会での御論議を踏まえまして、計画最終案を2月議会において、御報告させていただきたいと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。徳島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案についてでございます。

1、条例制定の経緯及び必要性でございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、令和6年4月、国において、新たに児童相談所の一時保護施設の設備及び運営に関する基準が制定されました。

これにより、都道府県においても、条例で基準を定めなければならないとされたことから、新たに条例を制定するものでございます。

2、条例制定の考え方につきましては、内閣府令の基準を用いることとしております。

3、条例骨子案につきましては、（1）設備の基準といたしまして、①設備基準において、居室や学習室など、設備の種類や面積基準などについて規定しております。

（2）運営の基準につきましては、①児童の権利擁護等に関する事項や、2ページの②職員配置、また⑤児童の教育など運営に関する基準について規定しております。

4、今後のスケジュール（案）でございますが、パブリックコメントを実施した後、2月議会で条例案を提案させていただき、令和7年4月から施行する予定でございます。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中川教育長

それでは、教育委員会関係の案件につきまして、御説明いたします。説明資料の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算総括表でございます。表の一番下、左から3列目、補正額の欄に記載のとおり、合計で3,300万円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で、8億4,416万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄のとおりでございます。

続きまして、課別主要事項説明により、各課の事項について御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。教育DX推進課でございます。総合教育センター費の摘要欄①のア、徳島県GIGAスクール構想推進事業の3,300万円は、県立学校における今後のオンラインコンテンツの利用拡充を見据えた、ネットワーク環境の更なる改善を図るための経費でございます。

提出予定案件の説明は、以上であります。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

今、御説明がありました、県こども計画についてお尋ねしたいと思います。

県こども計画は来年から令和11年度まで続くという計画で、中身は非常に大事なことだと思うのです。

少子化時代の中で子供をいかに育てていくのかにとどまらず、計画の中を見ますと、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように、心や心身の成長段階にある人を対象としていますと書かれており、小さな子供から成人になって、一人立ちしていくまでの非常に大事なことが書かれていると思うのです。

こういう計画そのものを幅広く県民の皆さんに知っていただいて、この計画が策定できるようにしていくことがとても大事だと思うのです。

どういうふうにしていくのかということで、パブリックコメントでありますとか、御意見をお伺いして決めていくということが最後のほうに書かれているんですが、今まではホームページで呼び掛けているという程度で、1か月間でパブリックコメントをお願いしますという形式的なものになっているものが非常に多いです。

大事な計画ですので、一人でも多くの方の御意見を伺うという工夫をしていくべきではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

大井こども未来政策課長

ただいま、達田委員より、県こども計画策定後、どのように周知をしていくのかということで御質問を頂きました。

達田委員のお話のとおり、県こども計画につきましては、非常に大切な計画だと認識しておりまして、計画ができたからといってそのままではなく、それを知ってもらって、初めて計画のほうも意味がなされ、効果も出てくるのではないかと考えております。

先ほど、お話がございましたとおり、周知していき、もちろんパブリックコメントの中で、広く県民の皆様にも御意見をお聞かせいただきたいと考えております。

その中でも今回は、子供が対象となっておりますので、子供さんが御覧になっても分かるような説明の仕方もさせていただきながら、周知も努めていきたいと考えております。

達田委員

中身をお尋ねする前提をお尋ねしているのですけれども、例えば阿南市でありましたら各公民館に備え付けて市民の皆さんの御意見を伺うとか、また資料を見ていただくということをしていますが、ほかの市町村でも同じことをしていると思うのです。

ですから、ホームページだけで募集というのではなくて、例えば学童保育でありますと

か、保育所でありますとか、いろんな所に置いて、保護者の皆さんの御意見を伺いたいと呼び掛けをしていただけたら、一人でも多くの方が御意見を寄せてくれるのではと思うのです。

そういうのを大事にしていかなければいけないと思うので、是非そういう取組を進めていただきたいと思います。

特に3月になりますと、保護者の皆さんが学校なんかで集まる機会もあると思います。間に合わないかもしれないけれども、例えば入学式、卒業式、そういう場面、場面で、県こども計画というのがあるということを知っていただいて、御意見を寄せていただく機会を設けていただきたいと思います。お金も掛かるかと思うのですが、その点いなかでしょうか。

大井こども未来政策課長

県こども計画の周知の仕方についての御質問です。

達田委員のお話のとおり、丁寧に住んでいただくという対応が必要かと考えております。

先ほどお話にありましたように、子供さんたちが生活する居場所であつたりとか、教育委員会とも協力をさせていただきまして、できるだけ子供さんたちの目に触れるような形で、この計画の策定段階、また計画ができた後につきましても、その辺のところは努力していきたいと考えております。

達田委員

是非、前向きに取り組んでいただくように、お願いをいたします。

この中身なんですけれども、非常に多岐にわたっております。基本目標が1から6まであり、特に一番大切だと思われる子供の権利を大切にしますというところで、こども基本法とか、子どもの権利条約に関する普及啓発とか、一人一人の人権を尊重する人権教育の推進が書かれています。

まず、どんな小さな子供にも、きちんと人間としての権利があるんだということを、大人も子供も知っていくということが大事だと思うのです。

こども基本法とか子どもの権利条約に関する普及啓発と人権教育の推進という面では、どういう取組をされているのか。お尋ねいたします。

大井こども未来政策課長

ただいま、達田委員より、子供の権利の周知の仕方等につきまして、その取組について御質問を頂きました。

達田委員からお話がありましたとおり、今年の2024年は、1994年に我が国が子どもの権利条約を批准しまして30年という節目になっております。

国でも昨年、子供の権利を明記しましたこども基本法が施行されまして、本県におきましても今年の3月、子供の権利の尊重を理念とします、徳島県こども未来応援条例が議員提案の政策条例として制定をされたところでございます。

こうした状況を受けまして、県におきましても教育委員会と連携させていただきまし

て、子供の権利について子供自身にも理解してもらおうということを、分かりやすく説明するハンドブックを制作したところでございます。

このハンドブックのポイントは、子供さんも年齢の幅がございますので、小学校の低学年から、高学年向け、中学生向け、あと高校生・大人向けということで、発達段階に応じて理解しやすいような形で、4種類のハンドブックを作っています。

これらにつきましては、子供さんに見ていただきたいので、県内の学校等でもお配りをさせていただきまして、活用していければと考えています。

今後につきましても教育委員会と連携しながら、理解が深まるように取組を進めてまいりたいと考えています。

達田委員

分かりやすいパンフレットで、小さい学年から、大きい子供さんまで、ふさわしいものを使って、そして、子供さんたちが常時見られるようにということで、これはすごくいい取組だと思うのです。

今、子供さんは一人とか二人とかで、非常に少ない。子供さんが全然いない御家庭もありますけれども、少ないからといって甘やかして育つというのと、人権を守るというのは全く別の問題だと思っております。

子供が社会の一員としてきちんと育っていくように、指導もしていかなければいけないのですけれども、子供自身が考えていけるような教材ですとか、また学習が必要だと思います。

ですから、そのパンフレットをいつも子供が持って、何かある度に読み返して見られるというような状況に、是非していただきたいと思います。

今の人権教育の推進は、大人も子供も学ぶ機会があると思うのです。子供一人一人を大事にするという意味での人権教育は、どういう頻度でやられているのでしょうか。

原委員長

小休します。（10時48分）

原委員長

再開します。（10時48分）

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、達田委員より、人権教育の取組と学校教育における取組で御質問を頂きました。

人権教育につきましては、小中学校、高等学校とも道徳であったり、特別活動の時間、また総合的な活動の時間等を活用しながら、取り組んでいるところであります。

先ほどありました、こども未来政策課が本条例の趣旨を踏まえ作成しました、こども未来応援条例ハンドブックにつきましても、全ての学校の子供に配布をしているところであります。

今後、県教育委員会としましては、人権教育主事研修会において、子供たちが自らの権

利について理解を深められるよう、ハンドブックの活用促進を図っていくとともに、子供の小さな変化に気付きやすい立場にある教職員の資質向上や、子供が主体的に参加する学校づくりなど、子供の権利を尊重した取組を推進してまいりたいと考えております。

来月には神山町神領小学校において、2年生16名を対象にこども未来応援条例ハンドブックを活用した授業を実施し、指導案を人権教育課ホームページに掲載することで、広く活用いただけるよう計画しております。

本条例の目的に示されている、全てのこどもが自分らしく安心して笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、学校教育においても、人権教育を更に推進してまいりたいと考えております。

達田委員

よろしくお願いをいたします。それで、自分がこれはおかしいなと思ったことを声に上げることができているかどうか、人権意識というのが、すごく問われていると思うんです。

おかしいなと思うことを声に上げると周りからたたかれるような状況では、なかなか学校へ行くことが楽しくなくなってしまうんじゃないかと思うのです。

そこでお尋ねいたします。県こども計画の基本目標2のこどもの健やかな育ちを支えるところで、いじめ防止、不登校の子供への支援がありますが、この素案を見ますと、現在のいじめ・不登校について、それぞれ増えてきているんですけれども、どういう状況なのか。

そして増えている要因がどういうふうに分析されて、どのように解決しようとしているのか、それが恐らくこの素案に書き込まれていくと思うのですけれども、その点をお尋ねいたします。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、達田委員より、いじめ・不登校の現在の状況、要因等について御質問を頂きました。

いじめの状況につきましては、国の調査において、本県の国公私立学校のいじめの認知件数は令和5年度2,560件で、前年度に比べ398件の減少となっております。

各学校におきましては、いじめの積極的な認知によって、いじめの早期発見に努めているところであります。

各学校とも、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の成果は、いじめ認知件数の減少であるとともに、いじめの見逃しがないかどうか確認をしっかりと進めながら、いじめの未然防止等にこれからもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

不登校の現状につきまして、小中学校の令和5年度不登校児童生徒数は、これも本県国公私立になっておりますが、1,762人で、前年度から197人増加しました。高等学校の不登校生徒数は188人で、前年度から17人増加しております。

不登校の要因については様々ではありますが、問題行動調査の全国の結果によりますと、学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった、それから不安、抑うつ等の相談、また生活リズムの不調に関する相談、学業の不振や頻繁な宿題の未提出等の状況が見られ

たという状況がありました。

学校においては、不登校児童の状況の把握に今後も更に努めるとともに、不登校のきっかけや学校生活でつらいと感じた要因の低減、解消に向けた取組を、より一層推進していきたいと考えております。

達田委員

いじめ件数なんですけれども、様々ないじめがあると思うのです。この件数につきましては、いじめがありましたということで、報告をされた分の数だとお伺いしているんですけれども、いじめられても人に言えないで辛抱するとか、人に言えないまま学校に行きたくないということで、休んでしまうというお子さんもいらっしゃるかと思うのです。

そういう隠れた数、表に出てこない数を十分に引き出して、その原因を探って解決していくということが大事じゃないかと思うのですけれども、その取組については、どのようにされているのでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、達田委員から、いじめを見逃さないための取組というところで御質問を頂きました。

本県におきましても、いじめ見逃しゼロを目指しまして、まず日常の児童生徒の状態をしっかりと見取っていく、そのために教職員の資質向上の研修に力を入れているところであります。

また、定期的なアンケート調査の実施、個別面談、そういったところで児童生徒の悩み、不安につきましても、しっかりと教職員が把握していく。

また、電話やSNSを活用した相談窓口の拡充、ネットパトロールの実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、外部の専門家による教育相談の実施等、様々な取組を通しまして、いじめを見逃さない学校、それから家庭づくりを推進していければと考えております。

達田委員

子供の一人一人の心の中をしっかりと感じ取って、共感する人がいるかどうかというのは、とても大事なことだと思うんです。

その中で心配事を聞いてくれる人、先生であるとか、先ほどおっしゃったように特別に配置される先生、そういう方がどれだけいるかというのも、とても大事なことだと思います。教師の数が今、非常にぎりぎりで行っているんじゃないかなと思えるんです。

その点もまた今後、いろいろお聞きしていきたいと思っております。計画ですので置いておきます。

次に、いじめの問題で、いじめと不登校が関連しているという場合と、先ほどおっしゃったように、全くそういうのじゃなくて原因不明の不登校というのものもあるかと思うのです。

不登校の場合の対応は、以前は先生とか同級生の方が家に行って、学校来てよと言って呼び掛けもしましたがけれども、今は返ってそれが不登校を長引かせることになってしまう

ということも言われております。今、不登校の対策として、どういう対応をされているのか、その点をお尋ねいたします。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、達田委員から、不登校の対策につきまして御質問を頂きました。

不登校対策につきましては、不登校の未然防止、早期発見、そして対応というところで、それぞれの児童生徒の実態等に合わせながら進めています。

それぞれ不登校の要因が、不登校の児童生徒自身も分かっていないという状況もありますので、しっかり家庭とも連携を進めながら、不登校の児童生徒に寄り添って取組をしております。

特に、先ほども申しましたようにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの外部の専門家等と協力をしながら不登校対策に取り組むとともに、さらに、今年度5校に、校内教育支援センターを設置しているところでございます。

それぞれの状況に合わせながら不登校対策、さらに民間のフリースクール等とも連携を図りながら、しっかりこれからも取り組んでいきたいと考えております。

達田委員

様々な要因があると思うのです。中には発達障がいということが要因で不登校が引き起こされるという場合もあるとお聞きしております。

その場合に、人が話をするだけではなかなかなので、専門的な医療のケアが必要というような場合もあると思うのです。徳島県内でそういう子供さんの診療的なことを診ていただける医療機関などは、あるのでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど不登校の児童生徒に関する精神的な部分で、医療機関等というところで御質問を頂きました。

本課におきましては、学校に対してスクールプロフェッサーの派遣事業を実施しております。スクールプロフェッサーの中に精神科医、精神保健福祉士といった専門家の方も配置をしておりますので、そういった方に、まず保護者、それから児童生徒へ、また学校への指導・助言も頂きながら、医療機関につないでいくというところを行っています。

達田委員

そういう原因の分析ができて、対応ができて、あらゆる分野で対応ができるという体制を整えていただけるように、是非お願いしたいと思います。

3点目ですけれども、社会的な養育を推進しますというところで、児童虐待防止対策等の更なる強化ということなのですが、児童虐待の現状は、どうなっているのでしょうか。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま、達田委員より、児童虐待の対応件数についての御質問を頂きました。

令和5年度の児童虐待相談対応件数は1,181件となっております。前年度の令和4年

度の1,039件から142件増加しています。

また、内訳といたしましては、多い順に申し上げますと、心理的虐待が577件、身体的虐待が359件、ネグレクトが236件、性的な虐待が9件となっております。

達田委員

これも増加していつているということで、増加もいろいろ要因があると思うのです。昔のように虐待を重要視されなかった時代から、子供が虐待されているんじゃないかということで、今は社会的な関心が高まってきていますので、そういう近所の方からの通報とかもあるのではないかと思います。

こういうことが起きている場合に、ここは親御さんと一緒にいたのでは、子供の安全が守れないという場合には、どのようにされているのでしょうか。

原田青少年・こども家庭課長

達田委員より、児童虐待が疑われる事案に対しての対応ということで御質問を頂きました。

まず、児童虐待が疑われる事例につきましては、警察であったり、御家庭の方であったり、周囲の住民の方等々が通告を児童相談所に入れていただくようになっております。

児童相談所は、そういった通告を受けた場合は速やかに子供の安全確認をすることとしております。

達田委員

日本全国で本当に痛ましい事件が起きています。親が虐待をして命が奪われてしまうというようなことも起きております。放置しておきますととんでもないことになってしまうということもあり得るわけなんです。

そういうときに、この親御さんと一緒におったのでは安全が守れないんじゃないかということを見極めて、親御さんから引き離して、施設でちゃんとした環境で育ててもらおうという方法もあるかと思いますが、引き離すということが非常に難しいということをお聞きしております。

親御さんも、なかなか離さないし、子供さんも暴力を受けているんだけど、親と離れたくないということもあるので、難しい問題だと思うんです。そういう場合、どのような対応、あるいは工夫をされているのか、お尋ねしたいと思います。

原田青少年・こども家庭課長

達田委員より、児童虐待が疑われる、又は児童虐待が起きた場合の児童相談所における子供や親に対しての対応についての御質問でございます。

例えば身体的な被害が見受けられた場合は、児童相談所は子供の権利、子供の命を守るため、速やかに安全を確認する必要があると判断した場合には、職権にて子供を保護する場合がございます。

また、親から大声で怒鳴られたりとか、子供が萎縮しているような心理的な虐待が見受けられる場合は、親御さんと子供の関係を見ながら、丁寧に説明をさせていただき、可能

な限り親御さんの御理解も頂きながら、一旦子供を預かる場合がございます。

児童虐待の要因につきましては、家庭内でのストレスが原因で親御さんが子供に、本来なら虐待もしたくはない状況だろうとは思いますが、どうしても様々な家庭環境の中で心理的に追い詰められて、知らず知らずのうちにきつい当たり方になり、虐待されていることもあると思います。

そのあたり丁寧に児童相談所のケースワーカーが説明しながら、現在置かれている状況なども客観的に申し上げまして、可能な限り理解を頂きながら対応しているところでございます。

達田委員

子育てとよく言いますけれども、最近は親育てのそういう取組が必要だとも言われます。いろんな取組でもって暴力のない、虐待のない、虐待といいましてもいろいろありますけれども、そういう子供に対する人権が保障されないような子育てではなくて、きちんと人権が保障されていく子育てができる家庭であってほしいと思うんです。

それができない場合に、施設で温かい環境を子供に提供するということが大事だと思いますので、この計画そのものが非常に幅広い中身を持っておりますので、是非、内容を深めていただきたいと思います。

それで、もう一つ出ております一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ですけれども、現在、一時保護施設はどういう状況なのか、設備の問題と、それと保護されている子供さんが何人いらっしゃって、どういう生活をされているのか概要を教えてくださいましたらと思います。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま、達田委員より、一時保護施設の現状について御質問を頂きました。

県内における一時保護施設につきましては、中央こども女性相談センターに併設をされておまして、1か所ございます。

入所定員につきましては12名で、居室は、3人部屋が4室、予備個室2室で運営されているところでございます。

年間の入所児童につきましては、令和4年度の実績で99人になっております。

現在、入所児童は、日々変動はありますが、大体8名程度で推移しているところでございまして、施設の状況もございますので、子供に負荷が掛からないような形で受入れをさせていただき、そこからまた急遽、一時保護が出てくる場合は、入所調整をしながら対応しています。

一時保護施設は、先ほどの居室のほか、学習室や屋内運動場等々がございまして、子供が入所の中で不都合が起きないように、運動であったり、学習面であったりと、適切に生活が送れるよう、職員が日夜対応しているところでございます。

達田委員

できるだけ個室化に努めるということも書かれているんですけども、現在、入居されている8名の方は、4人部屋に一緒に入ってるのか、それとも個室でいられるのか、多い

場合は仕方がないという場合もあるかと思うのです。

個室化というのは、幾つの個室を設けているのか、教えていただけますか。

原田青少年・こども家庭課長

居室は、3人部屋が4部屋あります。

こちらにつきましては、一人当たりの面積等々が決められており、現在その基準は満たしている状況でございます。

ただ、達田委員がおっしゃるように、子供が一人になりたいといった状況が見受けられる場合は、予備個室を使いながら、適切に子供の心理状態を見極めながら対応しています。

兄弟でいらっしゃる場合は兄弟で一つの部屋で暮らせるほうが、より精神的な安定も図られるということもあります。

そういった子供の一人一人の特性によりまして、可能な限り個室対応ができる場合には対応するということで、施設内でも子供の意向に沿った形で対応しています。

達田委員

できるだけプライバシー保護に十分に注意した環境で、御家庭が大変な状況で過ごしていたとしても、子供は家を恋しがると思うんです。

だから、この施設をきちんと整備するとともに、また人員を配置し、温かさが感じられる場所であれば安心していただけると思うのです。

ですから、人と、設備と、お金が掛かると思うのですが、十分こういうところにお金を掛けていただいて、安心して居られる場所であるようにと切に願っておりますので、よろしく願いして終わります。

井村委員

1点聞かせてください。今、達田委員から、不登校、いじめ、虐待の現状と対策ということをお聞きしました。

子供のほうが粗暴で、暴力をふるって、学校の指導が大変になっているという相談があったことを思い出し、併せて聞きたいと思ったので、手を挙げさせていただきました。

現状、そういった件数は年間でどれぐらいあるのか、分かる範囲でいいので教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、井村委員より、学校における暴力行為の件数等について御質問を頂きました。

国の令和5年度の問題行動調査によりますと、暴力行為の件数につきましては736件で、前年度から215件増加しているところであります。

井村委員

勉強不足で申し訳ないですけど、今、スクールカウンセラーがおりますよね、確か小松島にも一人登録してやっているというんですけど、県内にスクールカウンセラーは、

どれぐらいおいでるんですか。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、井村委員より、スクールカウンセラーの配置、人数等につきまして御質問を頂きました。

現在、スクールカウンセラーは63人を、それぞれ学校等、拠点校に配置するとともに、常勤のスクールカウンセラー3名、それから教育支援センターにも1名行っておりますので、合計67人のスクールカウンセラーを配置しているところであります。

それぞれ中学校を基本的に拠点校として、小学校にも配置、また県立学校等にも配置しておりますので、県内の公立学校のほうには全て配置、派遣できる体制を整備しているというところであります。

井村委員

そうなんですよ、中学校、小学校、いろいろ対策されて、相談に乗って、案件ごとにいろいろ事情があって、そこに一緒に家庭の中にまで踏み込んで対応してくれているというのは聞いています。

そこはしっかりやっていただいているというのは認識しています。プライベートで聞けばよかったんですけども、機会があったので聞かせていただきました。

そうしたら、一時保護施設というのは、そういった更生保護施設になるんですか、それとも家庭の事情で預かってもらうような施設なんですか、そこを教えてください。

原田青少年・こども家庭課長

井村委員より、一時保護施設の用途につきまして御質問を頂いております。

一時保護施設につきましては、児童福祉法に基づきまして、児童虐待に対応する形で、親御さんから虐待を受けた子供が、一時的に親元から離れて過ごすところでございます。

井村委員

すみません、更生保護施設と一緒になっておりました。確認してよかったです。

それぞれの家庭によっていろいろあると思いますので、しっかり対応していただけたらと思います。

東条委員

達田委員から、ほとんど聞いていただいたんですけども、県こども計画はすごい幅広い、全庁を挙げての取組ということで、この計画を作るに当たって、それぞれの部局とか、いろんな連携があったかと思うのです。

それぞれ連携も含めて何か会議とか、そういうような部局会議的な、誰かが出てきてやるというようなこともされているんでしょうか。

大井こども未来政策課長

ただいま、東条委員より、県こども計画策定に当たりまして、庁内でどのような連

携をしてきたかということで御質問を頂きました。

まず、県こども計画の策定に当たりましては、幅広い分野におけます現場の御意見をお伺いさせていただいて、それを計画にも反映させていけるように、子供に関する事業の関係者や学識経験者、それから公募委員として若者の当事者であります大学生にも参画していただいた審議会である、とくしまこども未来会議を立ち上げまして、これまでも、それぞれの立場から、たくさんの御意見を頂いてきたところでございます。

この会議を開催する際には、必ず全庁的に部局の方にも入っていただきまして、そこでの御議論を共有しながら、会議を進めてきたところでございます。

東条委員

従来の審議会方式でやられたと、これは何回ぐらい詰められて話をされて、ここまでやられたのか、教えてください。

大井こども未来政策課長

会議の開催回数でございますが、これまで各分野に分かれての部会等も含めまして7回開催してきております。

東条委員

それぞれの分野に分かれて、いろんな問題を、働く女性の問題だったり、それこそ先ほどの学校の問題だったり、本当に幅広い状況かと思うのです。

今回、パブリックコメントで諮り、それを今後この推進体制で、どのような形で審議されて、それでまた見直しは5年後になるのでしょうか。それともいろんなことが起こる状況によって、いろいろ審議会なり、何なりしていくという方向なんでしょうか。

大井こども未来政策課長

ただいま、東条委員より、県こども計画の推進体制について御質問を頂戴いたしました。

今回、議会に素案を御提出させていただきまして御意見等を頂戴し、その後、速やかにパブリックコメントということで、県民の皆様にも御意見を頂戴することとしております。

そこで頂きました御意見を再整理させていただきまして、年明けの1月にとくしまこども未来会議を開催いたしまして、その中で最終案という形で取りまとめをさせていただきたいと考えております。

議会に対しましては、この後2月議会におきまして、最終案を御報告させていただくことを予定しております。

素案にも書かせていただいているのですが、推進していくに当たりましては市町村や事業者、それから関係団体とも連携しながら計画を推進していくこととしております。

毎年度この計画に基づきます施策の実施状況、それから成果の目標達成状況、施策の効果や課題など、その辺のところも、とくしまこども未来会議で御意見を頂きながら、点

検・評価を行いながら、必要な見直し等も行っていきたいと考えております。

東条委員

知事が、こどもまんなか社会という、徳島は特に子供に力を入れていくというようなことを掲げられているので、全庁的に広げていくということであれば、本当に県民全体の方にも子育ての問題を周知しなかったらいけないと思います。

先ほど達田委員もおっしゃいましたが、啓発はすごく大事だと思いますので、周知を是非、広げていただいて、なかなか声に出せないような方々もいらっしゃいますので、そういう声も拾っていただいて、計画に盛り込んでいただくようお願いして、質問を終わります。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

今、議論された中で2点と、最初から予定していたのを1点お聞きします。

子供の暴力の話が最後に出てきましたけれども、全国状況だけじゃなくて、県内でも教師に対する暴力行為があったという報道もあったのではないですか。状況を教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、扶川委員外議員から御質問がありました、暴力行為の状況についてというところでございます。

個別の事案の詳細については、この場でお答えすることはできません。

暴力行為の県内の件数というところで、先ほど申しましたように、徳島県の国公私立の小中学校、高等学校における暴力行為は合わせて736件発生しており、児童1,000人当たりの発生件数は11.0というところで、前年度比で215件増加というところになっております。

それぞれの状況につきましては、生徒間暴力については545件、器物破損91件、対教師については77件、対人暴力23件という状況でございます。

扶川議員

そういう暴力に対して、子供さんに対してどう対応したかという内訳はありますか。

例えば、場合によったら退学になる場合もあるわけですが、どういう対応をされたか内訳を教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、扶川委員外議員から御質問がありました、暴力行為を行った児童生徒への対応というところでございます。

暴力を振るった児童生徒の対応につきましては、まず教職員等が安全確保というところでしっかり加害側の児童生徒等の行為については制止、止めていくというところで、その背景等もしっかり見極めながら再発防止に努めていくというところであります。

暴力行為が傷害事件等、犯罪に該当する場合には、速やかに警察等、関係機関等と連携をしながら、学校だけで抱え込むことなく、様々な専門家、それから関係機関とも連携しながら対応していくという形で、各学校とも行っていると認識しております。

扶川議員

警察沙汰になって、警察が対応して、子供に対し何らかの処分が行われた件数は、どれくらいあるんですか。

福多いじめ・不登校対策課長

こちらのほうで警察等の対応を行った件数につきましては、具体的な数値については把握しておりません。

熊野少年女性安全対策課長

ただいま、扶川委員外議員から、具体的に事件となった件数について質問がございました。

警察で把握しております令和5年中の校内暴力の事件で、検挙・補導した件数は11件となっております。

その中で、14歳以上であれば犯罪少年として送致した者とか、あと触法少年であれば児童相談所に通告、また補導措置した者、全部含めて11件となっております。

扶川議員

暴力が子供の教育の中で起きる状況というのは、社会の状況も反映しているんだろうと思います。非常に深刻に捉えるべきだと思います。

暴力がいかにひどい、よくないことかということを徹底して教えることが、子供自身も含めてですけども今後の日本の社会の安全を確保していくことになるので、しっかり取り組んでいただきたい。

時間がございませんので、次のことをお尋ねしますが、1か所の児童相談所で12名が保護できる仕組みがあると聞きました。

今度新しく基準が定められるわけですが、既存の施設に対しては、新しい基準は当面は

適用せずに、新しい施設ができたときにはすぐ適用するだろうと思うんですが、親子が入ると、3人部屋だと1組しか入れませんよね。

今、大体8人入っているということだから、4部屋掛ける2で8と、ほぼいっぱい使われているんじゃないかという感じがするんですけど、足りているんですか。

そこで数字を把握していたら教えてほしいんですけど、保護の必要がある、あるいは保護してほしいと言われたけど断ったりする事例とか、件数というのがあったら教えてください。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま、扶川議員より、一時保護の状況についての御質問を頂きました。

県内の一時保護の状況につきましては、令和4年度の実績でございます。先ほど申し上げました一時保護所での児童の保護、児童数につきましては99名ということでございますが、扶川議員のおっしゃるとおり、この12名定員の中で、それを上回るような児童の一時保護の事例も出てきているところでございます。

こうした場合は、県内の7か所にございます児童養護施設を活用させていただきまして、一時保護委託を実施しているところでございます。

こちらにつきましては、委託児童ということで、令和4年度の児童数といたしましては116人の委託児童がございまして、合わせて215人の一時保護児童数があるところでございます。

扶川議員

それだったら、新しい基準もできたんだから、施設増設の必要も出てきているんじゃないですか。それも含めて検討していただきたいということも申し上げておきたいと思えます。

あと7分しかないので、最初のことでお尋ねしますが、県こども計画ですが、実効性のある計画にすることが大事だと思います。

そのために先ほど来、出ていますけれども、県民の皆さんの声を、計画の作成から、それから実行に、あらゆる段階で反映し、PDCAサイクルによって計画を実践的に発展させていくということが必要だと思います。

子育てをめぐる問題はばらばらではなくて、それぞれ関連している上に、例えばライフステージごとに、いじめが不登校に、不登校が引きこもりに、引きこもりが貧困に、貧困が家庭の環境の破壊に、そしてDVとか虐待とかにつながるとか、全部関連して一人の人間、家庭の中でつながっていくわけです。

県民の相談の声というのは、それぞれの県の事業課のほうで把握できると思うのですが、今回こういう六つの計画を一つにする値打ちは、その全体を捉えて総合的な対策をどう取っていくかという仕組みづくりができるということにあるんだと、私は理解しております。

従って、個々の事案に現場でケース会議なんかを開いて解決するように、計画全体を見ているそれぞれの課を集めて、必要な会合を持ったりして練っていく必要もあるんじゃないかと思うのです。

それから、計画を主管している課も、各事業課からの情報を座して待つのではなくて、自身が自分の窓口を設けて県民の相談に乗って、そこで集まった声を各事業課に伝えていくという対応も必要になるのではないかと思います。

総合的に見る目というのが主管課、総合的に所管してる課に求められていると思いますので、そういう対応を取っていただきたい。

まとめて聞きますが、そういう結果を議会に報告していただくとともに、とくしまこども未来会議に反映して計画のブラッシュアップをしていく、そういうサイクルが必要になると思うんです。そのあたりどのようにやっていくのかをお尋ねしたいと思います。

大井こども未来政策課長

ただいま、扶川議員より、県こども計画を総合的に推進していく、そのやり方等につきまして御質問を頂きました。

扶川議員のお話のとおり今回、県こども計画を幅広い分野で集約させていただきまして、子供に関する施策が、ここで一目で分かるような形で、分かりやすい計画の策定というのを目指しているところでございます。

そうなりますと、お話がありましたとおり、こども未来部だけではなくて、いろんな部局との連携が必要になってまいります。

先ほど東条委員にもお答えをしたところなんですけれども、この計画を策定するに当たりましては、当部が中心となりまして各部局に、こちらから積極的にお声掛けもさせていただき、各部局からも情報等を頂戴するような形で、連携しながら作業を進めてきたところでございます。

今後につきましても、こういう連携した体制というのは引き続きとっていきながら、この計画を推進していきたいと考えておりまして、各部局の情報等につきましても、当部で取りまとめをしながら、この計画を更にブラッシュアップしていきたいと思っております。

現在、いろいろ計画も策定中という段階でございます。議会のほうへの御報告というお話もございましたが、今後のことにつきましては検討してまいりたいと考えております。

扶川議員

あと2分なので、あと1点だけ、この中身を見て気が付いたことがあるんですが、日本の育児休業制度というのは、男女が同時に育児休暇を取ることができます。

収入が減るとか、昇進に影響するとか、いろんなハードルがあるにしても、ある一定期間、夫婦と一緒に休んで、家庭で子育てするというのは、男性の側からも、子供に対する深い愛情を育むだけでなく、育児休暇が終わった後も家事に関わっていくきっかけにもなると思うのです。

私はこの頃、A Iで質問を作るのが非常に便利なもので、質問してみました。夫婦同時の育児休暇取得率に関するデータは全国でありますかと聞いたんですが見つからないと。

お聞きしますが、県庁の状況を担当課は把握しておりますか。同時休暇の取得が進まない原因というものを突き止めて、必要な推進策を取るべきだと思います。

まずは、県庁内で調査をしていただきたいのですが、お聞きしますけど、ここにおいでる方で同時休暇を取られた方がおいでたら手を上げてください。

おりませんか、やっぱりそうですね。非常にハードルが高いのではないかと思いますので。だから調べて、まず県内の事業所の中で、県庁が率先して同時休暇を取れるような仕組みを作るよう検討いただきたい。まず調査をお願いしたいので、御答弁をお願いします。

大井こども未来政策課長

ただいま、扶川議員より、育休の男女同時取得の状況等についての御質問がございました。

県が率先してというお話でございますので、そちらのほうにつきましては、関係部局に確認させていただきたいと考えております。

また、全国的な企業の状況も併せまして、関係部局に確認をさせていただくこととさせていただきます。

扶川議員

是非、しっかり調べていただきたいと思います。

一気に進める問題ではないと、ハードルはいろいろあると思うんです。昇格差別が起こるとか、職場に迷惑を掛けるとか、何ととっても収入が6割少々になったり、ある一定期間を過ぎたら5割になってしまうわけでしょう。それでは家計が大変です。

そういう場合には、県が後押ししてでも、まずそういう最先端の制度を作って、リバースモーゲージ制度を私は実は取り上げてきたんですが、国の標準になりそうだということですすごいと思いますが、そういう先進例を徳島から作っていただきたいということをお願いして、終わります。

原委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（11時40分）